

平成 28 年 3 月 10 日
高齢施策担当部介護保険課

練馬区と隣接区市との地域密着型サービス事業者等の指定に関する協定について

1 目的

地域密着型通所介護の創設に伴い、練馬区被保険者の区外の事業所の利用および隣接区市被保険者の練馬区内事業所の利用に係る事業者指定等事務が大幅に増加することが見込まれており、関係区市との協定に基づき、地域密着型通所介護等の利用に係る指定の区市町村間同意について、その事務手続きの効率化を図る。

2 対象サービス

地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護

3 練馬区被保険者が利用中の区外通所介護事業所数および利用者数

177 事業所 587 人 ※平成 27 年 11 月実績

うち隣接区市の事業所数 106 事業所

(内訳) 豊島区 7、中野区 20、杉並区 17、板橋区 35、

西東京市 17、武蔵野市 2、新座市 7、朝霞市 1

4 おもな協定の内容 (案)

- (1) 練馬区の地域密着型通所介護事業所等が提供する介護サービスを、他区市の介護保険被保険者が利用することに同意するものとする。
- (2) 他区市の地域密着型通所介護事業所が提供する介護サービスを、練馬区の介護保険被保険者が利用することに同意するものとする。
- (3) 被保険者利用の同意は、域内で地域密着型通所介護事業所等が提供する介護サービスに関する包括的な同意であって、区市町村同意等の手続きは不要とする。
- (4) 地域密着型通所介護事業所等は、毎月、他区市利用者数または他区市利用者名簿を提出する。
- (5) 同意の前提条件もしくは内容が変更となったとき、または特別な事情が生じたときは、両区市の協議の上、この協定を変更することができる。

5 区外事業者指定事務のながれ

別紙のとおり

区外地域密着型サービス事業者 指定事務の流れ
 (練馬区被保険者が他区市の地域密着型サービスを利用する場合)

